

## 寒波に伴う水道料金等の減免について

令和5年1月24日から26日にかけての寒波において、市内各地で管破損による漏水が多く発生しました。今回の寒波は、10年に一度クラスのものであり、最低気温がマイナス5.4℃まで達し、水道管の破損も1,200件を超える被害が生じている状況を鑑み、水道料金及び下水道使用料の減免を実施します。

### 1. 減免対象者

大牟田市企業局と直接、給水契約し、次のすべての項目に該当する市民及び事業者

- ① 寒波の影響で漏水し、令和5年2月検針時の使用水量が前年同期または直近と比較して増加
- ② 漏水箇所の修繕工事を完了

### 2. 減免月

令和5年2月検針分（3月支払分）

### 3. 減免内容

前年同期または直近2ヶ月の使用量を基に「推定使用水量」を算出し、「推定使用水量」を超えた分を今回の寒波での漏水量と推定し、その推定漏水量に対する水道料金及び下水道使用料の全額を免除。（基本料金の減免はありません）

#### ＜算出例＞

（当 月）	令和5年2月水量	30 m <sup>3</sup>		
（前 月）	令和5年1月水量	20 m <sup>3</sup>	＜平均＞ 22 m <sup>3</sup>	＜比較＞ 水量が多い方 22 m <sup>3</sup> ← 推定使用水量
（前々月）	令和4年12月水量	24 m <sup>3</sup>		
（前年同期）	令和4年2月水量	20 m <sup>3</sup>		

$$R5.2月水量 30 m^3 - 推定使用水量 22 m^3 = 推定漏水量 8 m^3 \leftarrow 減免水量$$

#### 4. 手 続 等

申請受付期間内に企業局お客様センターへ申請書等の提出

< 申請受付期間 > 令和5年2月17日から4月28日

< 提出書類 > 減免申請書に加えて、添付書類として修繕証明書や領収書など修繕の事実が確認できるもの

< 料金の支払等 > 推定漏水量を踏まえ、減免結果通知を発送。水道料金等の納入期限日と減免の確定日により、次のいずれかによる。

① 減免後の金額で再送付された納入書で支払い

② 減免前の納入書で支払い、後日に還付

※口座振替制は、口座振替日と減免確定日に応じ振替。減免前の金額で振替の場合、後日還付

※漏水量が多く減免前の料金額では、支払いが困難な場合は、企業局お客様センターで相談に応じます。

#### 5. 制度の周知方法

2月17日 ・ホームページ掲載

・SNS配信（LINE、愛情ネット）

3月 1日 広報おおむた掲載